

船橋市市民活動サポートセンター運営要綱

平成24年2月6日施行 協第120号

平成26年6月2日一部改正 協第28号

平成28年5月23日一部改正 協第9号

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市市民活動サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）における市民公益活動を促進するための方策や運営に関する協議を行うため、船橋市市民活動サポートセンター条例施行規則第6条の規定により、必要な事項を定める。

(運営方針)

第2条 サポートセンターの利用者及び職員は、市民活動のための交流施設としてサポートセンターが機能するよう、運営に努めるものとする。

2 サポートセンターの運営に関する検討・推進機関として、船橋市市民活動サポートセンター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

3 市は、サポートセンターの運営及び施策に関して、必要により運営協議会に意見を求めることができる。

(運営協議会)

第3条 運営協議会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) サポートセンター事業運営方針（以下「事業運営方針」という。）の構想に関すること。
- (2) 市民活動の情報の収集及び発信に関すること。
- (3) 市民活動における公益性の促進に係る調査、研究並びに方策の検討に関すること。
- (4) 市民活動団体及びその他の団体もしくは市民との交流又は連携の促進に関すること。
- (5) その他サポートセンターの管理運営に関する意見、評価に関すること。

(運営協議会の構成員等)

第4条 運営協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) サポートセンター登録団体として登録状態にある団体の構成員
- (2) 市職員
- (3) その他市長が指名した者

3 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 運営協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第6条 運営協議会の運営に関し、専門的見地から助言を得ることが必要な場合、市はアドバイザーを招へいすることができる。

2 アドバイザーは、運営協議会の構成員以外の者であり、かつ、市民活動に関する専門的知見を有する者の中から市長が指名した者とする。

(会議)

第7条 運営協議会は会長が招集し、会議の議長となる。

2 運営協議会は、原則として年間にわたり定期的に開催するほか、部会からの要請等必要により臨時に開催するものとする。

3 運営協議会の開催は、開催日時、議題及びその他の開催要件について市の了承を得たのち、委員に対してあらかじめ通知し、委員の3分の2以上の出席をもって会議を開くことができる。

4 運営協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(事業運営方針)

第8条 運営協議会は、市と協議・調整の上で年度毎の事業運営方針を構想する。

2 事業運営方針は、運営協議会の合議により過半数をもって成立するものとする。

3 前項により成立した事業運営方針について、市はこれを尊重するものとし、運営協議会と協働で事業運営方針に基づく施策の実施に努めるものとする。

(部会)

第9条 前条の事業運営方針に関する具体的な検討及び施策の推進のため、運営協議会に必要な部会を置くことができる。

2 部会には、部会長を置くものとし、運営協議会委員の中から部会員の互選により選出する。

3 部会長は、部会を必要に応じて隨時招集するものとし、部会の会務を遂行する。

(災害補償)

第10条 運営協議会委員の災害補償は、船橋市市民活動総合補償制度で対応するものとする。

(所管)

第11条 運営協議会の所管は、市民協働課とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月23日から施行する。